

平成27年2月12日
総務部行政管理課

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関する 第三者委員会（第1回）

日 時 : 平成27年2月6日（金）15:00-16:47
場 所 : 沖縄県庁12階第1・2会議室
出席者 : 委員6名、事務局職員等
概 要 : 以下のとおり

事務局

定刻となりましたので、これより普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関する第三者委員会を開催します。開催に当たり副知事から御挨拶申し上げます。

副知事

はいさいぐすーよちゅーがなびら。

本日は大変お忙しい中、ありがとうございます。また、委員就任に大変感謝申し上げます。本来であれば知事が御挨拶を申し上げるところですが、公務で上京しておりますので、私から挨拶させていただきます。

本委員会は普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認について、その過程に法律的な瑕疵がなかったかどうかを検証することを目的として設置しています。本日から検証作業がスタートしますが、委員会としての結果をとりまとめ報告していただきますようお願いいたします。

結果については今後の対応の参考にさせていただきたいと思います。

公正な審議を期待してあいさつとします。

事務局

副知事は別用務がありますので、ここで退席いたします。

マスコミの皆様もここまでとさせていただきます。

委員長選出に入りたいと思います。設置要綱4条2項の規定により委員の互選により選出することとなっております。自薦、他薦により候補者を選出したいと思いますが、どなたかいらっしゃいませんか。

委員

本件は法律にただして議論し、瑕疵を明らかにすることになるので、本委員会の委員長としては法律の専門家でベテランの委員にお願いするのが適切ではないでしょうか。

事務局

よろしいでしょうか。

<委員同意>

事務局

委員を本委員会の委員長として決定するということをお願いしたいと思います。

委員、委員長席へ移動をお願いします。

協議の結果、委員が委員長に選出されました。

委員長に選出されました委員長の方から一言、御挨拶をお願いしたいと思います。

委員長

ただいま委員長に選任されました弁護士の●●でございます。この問題は非常に難しい問題で、我々が専門としております法律の部分でもなかなか日常的に行うことのない、いわゆる公有水面埋立法、環境影響評価法。そして、行政的にはすでに前知事が一応承認されたという行政行為があつて、その問題の検討をするという形で、法律的に大変難しいところがあるんですけれども、実を言うと法律の解釈の根底には常に事実がございまして、本件の問題に関していう事実というのは、おそらく公有水面埋立法第4条の承認基準（自然保護条項）ですね、そちらの方の事実の認定及びそれに対する解釈といますか、分析が大変大事になると思つていまして、法律の委員3名を選んでいただきましたけれども、むしろ環境の専門家の御意見の方が大きなウェイトを占めているのではないかと考えております。

皆さんの御協力をいただいて、委員会の結論を可能な限り速やかに、なおかつ、副知事のお言葉にもありましたけれども、公正中立を旨としまして、そして、間違いなく私どもが出した報告書は、国であつたり、学者であつたり、おそらくマスコミの方達も専門家を依頼して検証に入ってくると思つています。そういう意味では、そういうふうな検証に耐えられる、中身のある報告に持って行きたいというふうに思つておりますので、皆さん、御協力よろしくをお願いします。

事務局

委員長、ありがとうございました。

議事に入ります前に、本日の資料を確認したいと思います。

<資料説明>

事務局

それでは、資料1について、事務局から説明したいと思います。

事務局

事務局の●●と申します。資料1について、説明させていただきたいと思います。

<説明>

事務局

ただいまの事務局の説明について御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。では、これからの進行は委員長にお願いしたいと思います。委員長よろしく申し上げます。

委員長

それでは私の方で議事を進めさせていただきます。

まず、今、御説明があった配付資料ですけど、これまでに配付した資料というのは私どもはすでにいただいておりますけれども、委員と委員はもう（お持ちでしょうか）。

事務局

今日お渡しするという事です。

委員長

お届けいただくということですね。

この件につきましては実をいうと、いきなり委員会を開いてもなかなかスムーズに進まないんじゃないかということで、準備会を開催したんですが、委員と委員は確定されておりませんでしたので、それ以外の4名の委員で行ったのですが、その中で県から確認があったのですが、この委員会を公開で議事をやるのか、それとも非公開にするのかという話があり、これはやはり委員全員がそろったところで、委員の総意で確認した方がよいということで、第1回で決めましょうということで、今こういう形でお諮りする。

この件について、どなたか御意見ございますでしょうか。

委員

前回の準備会でも申し上げたが、この件は、非常に県民の関心も高く、私は、本件の依頼人は翁長知事であり、委員会はその私的な諮問機関ということですが、翁長知事を支えている県民、今の辺野古の事態に懸念を示している県民、この県民の皆さんの関心が非常に高いので、可能な範囲で公開できないかと申し上げた。片方で、弁護士の各委員から、この後、我々が何らかの結論を出した場合、国からの対抗措置も考えられることから、ある意味、手の内をさらしてしまうというのはマズイのではないかと、もっともだと思しますので、どこで線引きをしたらよいのかということは、委員長を中心に法律の専門家の方々に御判断いただきながら、私は、できれば、議事録等についてどこまで公開できるのか考えながらやっていくと、議事そのものは当面は難しいのではないかとこの前、委員長から御説明があったかと思いますが、それは大変納得できるところでございますので、可能な範囲で公開をしていただくということで、進めていただければなと思っております。

委員長

ほかにどなたか御意見ございますでしょうか。

委員

委員のおっしゃった趣旨で、基本的にはそういう方向でいいんじゃないかと思います。会議自体は公開になじまないのかなと思いますので、会議自体は非公開にしてもらった方がいいかなと。

あとは議事録をどうするかと・・

委員長

この件は一つ一つ個別にやっていこうと思います。
とりあえず議事について。どうでしょうか。

委員

議事というのはこの委員会という意味ですね。さきほど委員の説明にあった後半の今後の様々なことに対する対応というのは理解できますが、最初の方でおっしゃった「可能な限り」の意味についてもう少し教えていただけるとわかりやすいのですが。

委員

事の発端は、仲井眞前知事がアセスのプロセス、アセスのプロセスそのものは最後の評価書のところまで環境影響評価審査会は公開されていて、県民も意見を言えるような形で、そこで出された知事意見が「この環境保全策では環境は保全ができない、不可能である」と。

その結論にもかかわらず、最後のところでの仲井眞知事の出された結論というのは、やはり、普通の県民ですと、そこに飛躍があるように見える。そこがブラックボックスであって、いわば密室での議論であったというところがあるかと思いますが、それを検証するプロセスというのは、可能な範囲で県民が、今何が議論されているのか、分かるのが望ましいというふうに考えています。ただ、そこを全部オープンにしてみると、どういう議論をしているのか、国から対抗措置をとられたときに、非常にある意味自分たちの弱点をさらすことになるという大変ごもっともな御意見がございましたので、会議そのものについては（公開は）難しかりょうという弁護士の御意見、それは私としてもどこで線引きできるのか、技術的には難しいと思ったものですから、そこは無理かなと。これが、国の対抗措置が考えられるのでなければ、オープンな議論が望ましいと思うのですけれども、そこが大いに想定されるものですから、会議については無理かなと。残念ですけれども、そのところは、県民の皆さんに対して説明して、了解いただかなければならないと思った次第であります。

委員

よく分かりました。ありがとうございます。

委員長

ほかに・・・この点はもうよろしいですか。

<委員同意>

委員長

議事は基本的には非公開でいくと。正直言いまして今のマスコミの人数等を見ておりますと、オープンに（した場合、）静かに議論できるような状況にならないのではないかという実際の現象もあるような気がしますのでね。議事については、そういうふう（非公開）にやるということに決めたいと思います。

今度は、さきほど委員が少しお話しされた、議事あるいは資料等をどこまで公開するか。あるいは、しないのか。公開か、非公開かというそっちの方なんですが、これについて委員の方からお願いします。

委員

まず、議事録ですが、これをどう扱うかも非常に難しいだろうと思います。会議を非公開にする以上、本来議事録も原則非公開となるのかなと考えています。ただ、これについては、今日の段階で最終的な結論を出した方がいいのか、そのあたりもちょっと、まだ、判断しかねるところがあります。会議の非公開の趣旨を損わないような形で、どういう形で処理していくのかということのを少し考えてみる必要があるというのが、今の考えです。

委員長

準備会議の議事録も公開して欲しいという申し入れもあり、これに関しては第1回から出してもらいたいというふうな申し入れなり、あるいはマスコミの方からもそういうものがあるかもしれないし、県の方からも議会の方等からもあるかもしれませんし、ある程度決めておかないといけないと思う。これについて、そのほかに御意見ございますでしょうか。

委員

別の話題になってしまうかもしれないが、各委員会が終了した後、委員長がマスコミに対して何らかの質問を受けるような時間が設定されているのでしょうか。

委員長

これはこの後で決めようと思っています。これだけ大きな問題なので、県の方から、そのあたりも予め委員で議論していただけないかということで、前回の準備会でも出ておる話題でありますので、密接な関連があるということで、それも踏まえて議論することも結構なことかと思えます。ただ、議事録にするときは、別の決めごと、決議ということで書き分けてくださいね。

委員

今の委員の意見を踏まえてなんですけれども、非常に関心のあるテーマですので、当然会議の後には記者の方がいろいろインタビューされると思いますが、それをばらばらに受けるというのはいかがなものかと思うので、大変ですけれども、委員長の御判断で県民の関心に応えるということで、後々具合が悪くならないところの御判断いただきながらやっていただけるとよろしいのではないかと。そういうルールだと記者の方に説明できると……。個別のインタビューを受ける形になると、後々混乱するかなと思うので。そういう形で、今の委員の御提案を対象にさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員

賛成です。委員長がスポークスマンになった方がいいと思います。議事録については、すべての発言を網羅したような速記録ではなく、どういうことが話題になったということ程度はオープンにしないといけないんじゃないかなとは思いますが。ただその結論はそこには出てこないんですけど。それだけだと別に、国からの対抗措置というものも、こういう使命を持っているからこういうことを議論したということだけだと思んですけど。

委員

記者に対するものとしては、委員がおっしゃられているように委員長の方で御対応いただくのがいいかなと。議事録については委員がおっしゃったような、概要のよいものをつくることはあり得るのかなと思いますが、その書きぶりが、なかなか難しいところもあるかと。逐語的なものについては、率直な意見交換をするという趣旨からいくと、それはいろんな観点から、こういう観点からすると難しいんじゃないか、こういう観点はいいんじゃないかという、率直な意見が逐語録になると妨げられる可能性があるような気がしますので、逐語録を出さずというのは控えた方がいいような気がします。

委員長

今の委員の御意見のイメージは「これこれについて議案となった」という程度のというイメージでしょうか。

委員

それと、差し支えない範囲で、参考人としてこういう方の意見も聴いたとか、そういう概要でいかがかなと。

委員長

議事録もそうですし、資料は出さないということによろしいでしょうか。膨大なものになるという可能性もありますし、いちいち出すのもどうかということもあるし、よろしいでしょうかね。それから、どの程度の期間で議事録を出すかというものもある。

もしかしたら、仮に、項目的なものを出すとした場合に、議事録は発表用はこういう内容でしたよというものを一度出していただいて、御意見を伺ってやるという形がいいのかという点もある。この辺はどうでしょうか。

委員

議事の記録としては議事概要的なもので考えるということですね。期間的には、そうであれば、委員長と事務局に一任しても構わないと思う。見たいという委員には送っていただいて、やっていけばよいかなと思う。

概要的なものだと、細かいニュアンスがどうなのかというようなことは出てこないと思う。委員長と事務局で調整していただければ、それで足りるかなと思います。必要であれば、各委員に送っていただいて、事前チェックしていただいてもいいかなと思います。

委員長

ほかに、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。やはり、これだけのものから、何も無しというのもあるでしょうから、概要ということでやりましょうか。これは今の委員の提案のように、委員長と事務局で範囲を調整してということでもよろしいでしょうか。もちろん、これは、完全版の議事録は各委員に配布されて、その内容を確認するというのもよろしいですね。

委員長が話すことも概要的なものという形になるが、それをマスコミにはやると。必要な場合には、どなたか、補助という形で御一緒してもらうようなことも適宜考えるということで、基本的には委員長対応ということでもよろしいでしょうかね。

マスコミの点、公表の点、方法の点、今のような形で決まったということですね。前回準備会議のときに、議事録を開示する場合に、委員の氏名をABCDとかでやるのかどうかというものがありましたが、概要の報告という形になってきますので、そういうことでいいですかね。

もう一つ、県という機関上、議会の対応というものがどうしても出てくるものですから、マスコミについて概要というような形なんですけれども、議会についても同じような方向でということでもよろしいでしょうかね。それとも、そっちの方は別の対応をする必要があるでしょうか。

委員

それはそれで、よろしいんじゃないんですか？

委員

県から要望があれば、お聞きしてから決めた方が。

事務局

事務局としては委員会の判断を最大限尊重するという立場でございます。今の議論を確認させていただきますけれど、

- ・ 会議議事は非公開
 - ・ 議事録についても非公表
 - ・ 議事録は概要版を作成した上で、委員長の了解を得たうえで公表
 - ・ 委員会終了後、委員長がマスコミの取材に応じる
 - ・ 議事録（概要版を含め）の発言者氏名は仮名とする
 - ・ 議会についてもマスコミと同様の対応とする
- ということによろしいでしょうか。

<委員同意>

委員長

他の第三者委員会をみてますと、報告で判断してくださいというふうな形で、途中経過が全部明らかになってしまうといろんな問題、妨害が出てきますし。委員会の運営についてはこういうふうな形でやっていくということで。

以上の議案は準備会の際に第1回委員会で決めましょうということでこちらの委員会に持ってきたのですが、それ以外に何か議事運営について、御意見ございますか。

委員

この委員会は設置要綱にもあるとおり、仲井眞前知事が行った行政処分に瑕疵があるかないかを検証するということになっていて、その検証作業というのは当然のことながら瑕疵があるとなって、我々の検証結果を基に翁長知事が何らかのアクションを取った場合、それに対する国の対抗措置が考えられるので、この検証作業はそれに耐えられるようなしっかりしたものでなければならぬ。それには当然それなりの時間がかかる。

そのことは前回の準備会合でも確認したところなわけですけど。それを踏まえて安慶田副知事の方では検証作業を行っている間は辺野古では調査を中止して欲しいと要請をしたわけですけど、国は聞く耳を持たない状況。毎日のように大浦湾では数十トンのコンクリートのブロックが投入されるということが起きていて。それに対する抗議活動を行っている人たちに怪我人が出る状況なわけです。我々の作業、瑕疵を検証するということはしっかりとしたものでなければならぬ。それなりの時間がかかるんですけど、その片方で今の事態を放置できない。放置していると我々の依頼人である知事への県民からの支持も揺らぐし、知事の背後にいる県民の期待にも応えられない。

そこで私としては二段階で対応できないかと考えるんですね。二段階とは最終答申とその前に中間答申の形で今起きている事態にちょっと待ってくれないか、しばらくこちらに時間をくれないかということと言えないだろうか。それは知事部局（知事又はその周辺の者）で考えるべきであって、この委員会の任務ではないんじゃないかという考えもあるかと思うんですが。知事の発言を聞いていると、この言い方は適切ではないかもしれないが、第三者委員会に投げてしまっている感じがする。第三者委員会がこれから動きますのでそれをお待ちくださいとなっていないか。そこでエアポケットが生じてしまうと。知事は我々に渡したつもり。我々は知事からは丁寧な検証を求められている。しかし事態は片方で進んでいるとなる。このエアポケットを生じさせないために、今の

事態を一時停止してもらおうようなことをどこかが考えなければならないということですね。

今回そういう議論の材料になればと資料2-1を配布させていただきました。その辺を委員会で考えていけるのか、知事やスタッフに任せればよいのか、安心してこの委員会で瑕疵の検証を丁寧にやる条件整備をどう考えればよいのか議論していただけたらと思います。

委員長

（名護に関する新聞記事等を見れば）委員の御意見は分かるが、この問題は次に議論する問題と密接に関わるのでそこで議論してよろしいでしょうか。

議事は準備会合の時に検証委員会で決めるべきではと話題として出た点を、その次に考えなければならないのは、検証作業の方法をどういうふうに持っていくかということなんですね。準備会合では、法律的な言い方になるが、瑕疵があるかないかという論点があってその論点について検討するという形をやっていく。これだけの大きな問題なので、論点は大きい物から小さい物まで相当あるでしょうし、限られた時間の中でどこまでやれるか、効果的な論点はあるのか、ある程度取捨選択して、この委員会で検討するのは何になるのかという話し合いがもたれることになる。

ある程度論点を絞るといえるのはよろしいでしょうか。その中で当然試験問題みたいにこの論点について論じなさいとなるわけではなく、瑕疵の有無について判断するについては、どういう点を論点として取り上げていくのかということ委員会自身で探していくとなると、事実の世界から探していくので防衛省が出してきた埋立承認申請書等の資料、その資料を解釈するための文献・判例等の資料、県の審査過程で蓄積した資料、関わった県の担当者から事情を伺うこと等が考えられるが、それらに当たらないと論点自体を見出せないかと思うんですけど。今回ここで論点が出てくることはなかなか難しいと思うんですけど。

どなたか意見はございますか。

委員

検証の進め方という点で論点整理をする必要があることはそのとおりだと思います。やり方としては、全体の流れとしては論点整理、固まったら調査検討をし、その成果を踏まえて報告書の作成との流れとなる。最初の論点整理がかなり重要だと思うんです。

自分達なりにここが論点、こういう切り口で検証すべきというイメージを検討しているので、次回、次々回あたりにそれを各自出してですね。最初は粗々のものになると思うが1~2回、或いは3回になるか、これをやって、論点を詰めてある程度の形をイメージするのがよいと思います。次回は各自が考えているところの論点を出して検討するということがよろしいと思います。これを1、2回やればそれなりの方向性が見えてくると思います。

委員長

論点については委員はかなり前から検討されているので、少し御意見を。

委員

委員の話は基本的なステップだと思う。(片方で)きちんとした検証をする必要があるんですけど、時間の制約もあるし、本件に関してはすでに百条委員会の議論もある。取消訴訟もある。そこで何が論点になっているのか。それらで全てカバーしているとは言えないと思いますが、いくつかの主要な論点はそこで議論されていると考える。これを参照しながら、我々なりに論点を絞り込む。論点を絞り込むということは、瑕疵をすべて網羅するのは我々の任務ではないと思うんですね。大きなところで瑕疵があれば、論証できるのであれば、知事に報告できるのではないかと思います。

県の方に埋立の審査基準が平成6年10月3日付けであると思います。これはまだ資料としていただいていない。県の担当部局の審査手順の第一段階は埋立の必要性のチェックとなっている。申請の書面で埋立の必要性が最初の添付書類としてある。この必要性についてチェックするというのがあるのではないかと。新しく選ばれた翁長知事の場合は辺野古への移設は認めないとして民意に支持されて選ばれたので、そこに基地を作ることの公益と、基地を作らず自然を守ることの公益。その判断が知事にあったと思うので、一つの論点として必要性の議論を是が非でもやらないといけないんじゃないかなと思います。

あと一つの論点は、百条委員会でも議論されているが、埋立承認のプロセスで2013年1月12日に土木建築部が中心になって審査の方針を議論した。環境保全の措置については、アセスの(評価書に対する)知事意見(このままでは環境保全は不可能とした)に対して沖縄防衛局が補正の評価書を出した。これがそのまま生かされて埋立申請の添付図書となった。これで環境保全ができるかということがポイントになるが、その作業は環境生活部意見をベースに判断するとしたのが11月12日の審査方針だったんですね。そして1月29日に環境生活部意見が出た。環境生活部意見はいろいろな説明を聞いたけどよくわからない。これでは懸念が払拭できないと言う意見だった。その「払拭できない」から12月27日の知事のOKとなったその間のプロセスについて百条委員会でも検証されているが、「払拭できない」がどうしてOKになったかその所のブラックボックスを検証するのがもう一つの論点となると思う。

委員長

それを論点として取り上げるかをこれから委員会で議論するところとなります。論点を検討する材料としては訴状であり、百条委員会議事録、環境生活部が出した11月29日の意見書等にも論点のヒントになるものはあるでしょう。その辺りは法律問題よりも環境問題に対してどう対処したかという論点の資料だと思う。そのような資料を事前に配布いただき、次回は各自でこれを論点にというイメージを考えてきていただくということよろしいでしょうか。

委員

一般的な表現として論点整理は賛成ですが、各委員の有する情報はかなり違うのではと予想するんですね。

私は直接この問題に関わってこなかったので情報としては新聞で入ってくるものだけ。委員のお話しは言葉としてはインプットされているが、具体的にそれがどういうものであるかということは、これから（資料を）読まないといけない。今までどういう議論があって、どこでどんな問題がおこってきたか。それを理解しないと私の論点は示せないのではないかと思うんです。

時間が必要とは思いますが今までのプロセスを復習する時間は必要ではないかと思うんですがいかがでしょうか。

委員長

各自の情報が違うというのはその通りだと思います。この仕事の打診を受ける以前は日常の新聞記事を興味深く読むというだけだった。そういう意味でおっしゃるように認識の共有というのは出てくると思うが、ここで議論することで深まるのかなど。自分の考えているところを出してくることでよいと思います。先ほど委員が発言されたように、次あるいはその次に固まってくるものもあると思いますので。場合によっては自分の関心のあるところ、専門のところから取り上げられる論点を出し、それ以外の論点は他の委員の説明を聞いて認識を共有していくということもあるのではないかと。

委員

委員のおっしゃるとおりだと思います。この問題には法律的な前提があるので、法律的な枠組みと手続きの流れをある程度頭に入れて、どこを検討する必要があるのか、特に環境の分野で。一通り頭に入れないと問題意識自体が出にくいと思うんですよね。次回論点整理と並行して、例えば法律的なことについて弁護士の方が話して意見交換をした方がよいのか、手続的な流れについては委員に概括的に話していただいた方がよいということも必要かもしれませんね。

委員

委員、委員のおっしゃるとおりベースになるものを（共有すべき）。

本件については、まず環境影響評価法に基づいてアセスが行われ、アセスの結果に基づき補正評価書を生かして埋立申請がなされた。そこから先は公有水面埋立法の流れになる。この法律を担当しているのは、埋立てに関しては海岸防災課であり、アセスに関しては環境政策課になります。この方々に実際に辺野古アセスがどの時点でどんな手続きが行われ、それが法的にはどういうことだったか。こういう法的な根拠に基づいてこういう流れでやったということが見えれば、それぞれの専門性にオンして視点が確立できるのでは。最終的には法律の議論になると思うので、アセス法と公有水面埋立法の2本に基づくその流れの中に、我々の関心を位置付けて論点を整理することにしないとかみ合わないのではないかと。担当者が法律をどう解釈して進めたのかを併せて聞かせていただけないかなと思います。

委員長

委員の意見は、県の当時の担当者の協力を得なければ検証が十分できないことから当

然必要だと思っているが、それをこの委員会でやるのか、ある程度を作業部会を作ってやるのか。部会で聞いてまとめて、まとめたものを委員会で説明をするのがよいか。委員会は基本的に2時間ですよ。

事務局

まあ、目処としては。

委員長

そうですね。まあ、それ以上になるとなかなか難しいですよ。そうすると、委員会でそういう人たちを呼んできてというのが、効率的に進めていけるかという要素もありますので。その辺についてはどうですかね。かなり具体的な話になってしまったんですけど。

委員

委員がおっしゃったのは、次回あたりに時間は短時間でも所管の担当者に来てもらって20~30分でも説明してもらったらどうかという趣旨ですかね。

委員

まず二つの法律の流れを我々の共通認識として持たないと、法律に基づく理解が共有できてないと議論が最後の方でかみ合わないかもしれないという恐れです。

委員

ですから、委員長のおっしゃったのはその先の調査の観点も入ったところだと思うんですけど、委員はそこまではいかないで、手続や概要をちょっと説明してもらったらどうかという趣旨かと思うんですね。それはそれで、委員の認識を早めに共通にするという意味では一つの方法かなと思います。環境政策課と海岸防災課ですか、それぞれ20~30分、合計40~50分、概要やどういうポイントで審査したかみたいな話をしていただくというのも一つの方法かなとは思いますが。

事務局

例えば取消訴訟がありますが、訴状の中で環境影響評価手続及び埋立承認の経緯と時系列に並べられていますが、その流れに沿った説明でよろしいですか。

委員

そうですね、例えば、資料でいただいている知事への説明資料の中に、項目として、埋立の関係で、法的にはどういう根拠でどういう要件を審査してどう説明しましたという、概要を説明していただいた方がいいのかな。また、アセスはアセスで説明してもらった方がいい。

委員

先ほど委員長がおっしゃられたことで重要なことがあって、今、委員がおっしゃられたように、次回可能であれば、担当の方にアセスとはどういう流れだと、その後に埋立承認は法第4条1項の1から3に基づいて、知事はどうやって判断をしたかというところまで御説明いただくと流れが分かると思うんですね。

それはそれでいいんですけれども、しかし、そこが適切に行われたかどうかということの、御担当の方に事情を聞かせていただくというのも別途掘り下げてやらなければならないというのも委員長の御意見であると思う。それを全員でやるというのはなかなか大変なので、それを例えば作業部会のような形で設けてというのは、皆さんお忙しい中で全員集まるというのは無理だと思いますので、そういうことも考えていただくと、それはスピードアップにつながるかなと思いますので、私はとてもいい案だと思います。

委員長

では、後で全体的なスケジュールも相談しないといけないんですけれども、とりあえず次回の問題としては、そういう形で概要を説明をしていただくと。これは制度としての概要と現実にかつやりましたよということになるとは思います、それは今回の現実のものを踏まえた上で概要を説明いただくともっと分かりやすいと思いますので、そういう流れでよろしいですかね。

委員

今のに合わせて、今後聞き取りなどがあると思いますが、1号要件は県の中のどの部が主に審査していたのかとか、2号要件はどこなのかとかいうところ、最終的には、百条委員会による途中から変わってくるということもあると思うが、だいたいどこがやってきたかということのちょっと教えていただきたい。

事務局

埋立承認手続に関しては土木部の権限になります。県の場合、誰にどの権限があるかというのは事務決裁規定で整理されていますが、埋立の場合、面積によって部長決裁だったり統括監だったり知事決裁だったりします。今回の国からのものは原則統括監決裁になります。ただ、今回のものは重要事項ということで知事決裁としています。この事務決裁規定は、コピーして後ほどお届けしたいと思います。

委員長

では、そういう形で。

現実にはやはり、一番よく分かる方、実際に担当された方から御説明いただくというのがよろしいかと思います。そういうことで、次回は概要について、少しレクチャーいただくということにしましょうか。

じゃあ、だいたい方向的にはよろしいですかね。

事務局

論点も持ち寄るといってもやるわけですか。

委員長

できたら持ってきてもよろしいんじゃないですか。できたらということで。

事務局

できたらということですね。メインは手続の流れ、概要について20～30分程度、各担当から行ってもらうと。

委員

合計で40～60分程度。

事務局

ひょっとしたら、アセス面も埋立承認面も一人の担当者がまとめてやるかもしれません。

委員長

次に、準備会合でも問題にしました今後の委員会の開催頻度や実際の開催の日時ですね。それから、当然それをやっていくと、最終的にいつ頃この委員会の報告を出すんだろうという、後ろの方もきちっとしておかないとおかしな話になると思いますので、その辺あたりも少し議論したいんですけれども。これについては、報告の時期を決めて、ある程度逆算するのが一番いいのかなと思うんですが、そういう方向でよろしいですか。これについて、いろいろ新聞に出ていたりテレビでも報道してましたけど、前回の準備会合では、4月なんていうのはなかなか難しいでしょうということで、6月ぐらいまで検討して7月かなという意見もありました。この辺については我々の作業の問題になってきますので、これは忌憚のない御意見を伺いたいんですけど。

委員

委嘱の時の御説明だと、6月ぐらい、7月報告書ということだったので、遅くともそこから辺が期限だろうかと思うんですね。ただ、進捗によってはそれより早く出せる可能性があり得る、十分そういう感触もありますよね。そこはもう、遅くともその期限だということを確認して、できたらなるべく早くと。何回か、論点整理をして作業ができた段階ではある程度の時期は見えてくるのかなと思うんですね。今の段階では「遅くとも」という期限を決めておいて、なるべく早く出すようにということやって、その上で、検証ペースの時期が見えてくるということではないのかなと思います。

委員

今の委員のご意見に基本的に沿うわけですがけれども、論点のある程度、こういう論点があるんじゃないかという形で作業を進めていって、論点によってはかなり早い段階で目処がつくようなものがあるかもしれません。また、片方で論点によっては、特に法的な詰めのところですね、なかなか難しいと。こちらがこう考えても相手はそうとって

くれないだろうというようなものは詰めていくと時間がかかると。そういう場合ですね、委員会である程度確信を持てたものがいくつか出れば、そこでもう出せるんじゃないかという判断があるのかなと思うんですね。私、やはり沖縄の知事、県民の望んでおられる。拙速はまずいですけれども、全て網羅する必要はないので、固まった論点が出てくれば、それはその段階で改めて小分けで出せるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。まあ、やってみないと分からないですけれどもね。

委員長

この件について、この前の準備会合に出ていなかった両委員（委員、委員）、何か御意見はございませんか。

委員

私がこの委員をお引き受けする一番の問題はどれだけの資料を読まなければいけないのかということだった。個人的な問題で恐縮なんですけど、いまここにお示しいただいている資料を読むだけでもおそらく相当な時間を必要とするに違いないと思うんですね。ただ、専門的なところとそうでないところが当然ありますので、この部分はしっかり読み込んで意見を言わなければいけないとか、この部分は各委員の御賢察を勉強しながら自分なりの意見を言うとか、いくつかの違った言い方が出てくるんだらうと思うんですね。その中で、引受けたということは、一生懸命がんばって資料を読みますということにしたわけです。それにしても後ろに並んでいる膨大なものを見なければいけないとなりますと、果たしてどのくらいの期間を見据えるのがいいか、なかなか言いづらいということになります。一方で、最初は4月から6月という期間が明示されておりまして、その中で結論を出そうとしているわけでありまして、おそらくマスコミの皆さんも県民の皆さんもそれがいつ頃になるのかというのは非常に関心が高いところだと思いますので、何も言わないのは絶対にまずいから、どういう言い方がいいのか、先ほどからずっと考えておりました。自分なりにまだ、いつというのは明確に申し上げることはできないので難しいのですけれども、やはり今の段階では議論をしながらとしか言えない状況にあります。

委員

百条委員会の記録をまだ読み始めたところで、やっぱりそこで議論されているのは、環境生活部ですか、先ほど委員が要約されたように、いろんな不確定さが払拭できないという段階でという案があって、それから事後の評価委員会等の運営で解決できる見通しとなって知事が決裁したとなっているんですけど、その辺の論点でしょう。その辺をもう少し、論点として経緯を調べていくのが問題かなと思うんですけど。

問題は今のように入手は済んでいるので、そこに法的な瑕疵というのはどういうふう考えていくのかなと思ってはいるんですけど。審査のやり方やプロセスが本当に法的に瑕疵があったと言えるのかどうか、言えるような問題が存在するのかどうか、先ほどから考えているんですけども。

まあ、それと今日はせっかくこの分厚い資料がありますので、できれば終わりの方で

時間がありましたら、委員に趣旨のところを教えてくださいたいと思います。ただ、全ての論点を網羅しようと思ったら、とてもこれだけの人数では、しかも手分けするわけにもいかないとなると大変なので、いくつかやっぱり、皆さん準備会合でも委員長でもお考えのようですので、こういうところが論点になっているところをお示ししてくださった方が、これから資料を勉強する身としては助かります。これを全部読んでいったら大変なことになるという感想です。

委員

論点整理ということで、論点整理をする必要はあると思うんですが、法律的な枠としてはある程度決まった枠があるわけですし、公有水面埋立法の関係で4条1項1号とか2号とかですね、特に環境保全に十分配慮した要件を満たしているかというところが一番大きな争点になってくるだろうと思うんですね。じゃあ、そうした枠組みの中で、環境保全に十分配慮したというのを判断する際に、どういうところを調べるのか、あるいはどうチェックするのかというところが論点になるんだろうなと思うんですね。

今おっしゃったように、百条委員会とか議論がある程度出ていますし、その辺を少し整理してですね、我々が検証する際には、どこをどういうふうに見ていくのかが論点整理かなと思うんですね。その中で、専門的な知見からどういう判断について問題がないのかとか出てくるのではないのかなという気がします。

ただ、そういう枠を理解する若干の時間はかかるのかなと思うので、次回そういうレクチャーを受けてみて、そのあたりを議論してみてもですね、イメージというかある程度の枠をクリアにしていく必要があるのかなと思います。

委員長

大体、いままでのご意見を集約すると、当初この話の説明を受けた頃は6月ぐらいまでで委員会としての結論を出して、7月までには報告するというふうなことでしたので、一応それを一番最後のところとして。そして、もし可能であれば、それより早く上がってくるのであれば、発表を早めることには悪いということにはならないと思うので、後ろの方を決めておいて、作業の進み方次第では早まることもあるという方向でよろしいですかね。

委員

基本的に賛成なんですが、委員からの話もありましたが、お忙しい委員もおられますので、全員集まるのが無理な場合もあろうかと思しますので、委員長の御判断で、これは分科会なのか作業部会なのか、どこに任せる、そして報告してもらおうということを議論しながらやっていただくとよろしいかなと。そこはぜひ委員長の御采配よろしく願います。

委員長

それはまあ、それとして。

まず、期間の問題としては今のような方向で概ねよろしいですかね。

(議事録で表現を「委員」に統一するよう事務局に依頼あり)

どなたかから一つの論点のようなものが出てきますと、他の方のあれになりますので、そういう意味では、ある程度思い浮かんだもの思い浮かんだものとしては逐次提案していただくということでもよろしいかと思imasので。あとはそれを体系的に並び替えていったりとか、またそれを対象に入れるか入れないかという話もできると思imas。大体そういうイメージでよろしいでしょうかね。

そうすると、頻度になりますけれども、この委員会、重要な問題ですので、事務局は月2回程度かなという御意見だったようですけれども、この辺についてはどうでしょうかね。そうしますと10回前後ということになりますけど。大体そういう形でよろしいですかね。

委員

基本的にそれでいいと思imasし、また必要があればその都度対応すればよろしいのではないのでしょうか。

委員長

また、委員会の中の期間に、作業を進めるとか作業部会を動かしていくということで、基本的にはよろしいでしょうかね。

委員

作業部会で詳細な調査は賛成なんですけど、そのためには設置要綱を変更しなければいけませんか。

委員長

設置要綱の中では補助者を使うとかいうような方向で。作業部会という言葉を使っていますけれども、実際は補助者の方々を委員の指揮の下でやっていただくというイメージかと思う。通常の第三者委員会というのも、作業をする方々と、そちらに指示したり報告をしたりする委員がいて、委員が最終的に意見をまとめていく。そういうことをイメージしてまして。

実は、法律の作業というのが、なかなか3名だけでやるというのは大変だろうということで、少なくとも法律に関しては少し作業を担ってくれる方を入れさせていただきますと思っている。環境の方も必要でしたらそうしていただければいいと思imas。県の職員の方からお話を聞く場合も、そういう方は必要かなと思imas。そういう場合は、委員が直接時間がとれない場合でも、県の職員からこういうふうな話を聞いてもらいたいということで、作業部会の補助者の方々に働いてもらったりということもあり得ると思imas。これは個々の委員ではなくて、委員会が補助者を使っているという形になりまして、指示をする委員の方が責任を持って指示をするということになるのかなと思imas。

委員

今の御説明は大変よく分かりますし、以前から補助者の手を借りるということも理解しております。私の質問は、作業部会とおっしゃったので、作業部会の設置について要綱で明記されておりませんので、法律的にどうかなということをお伺いしただけです。

委員

部会という正式なものというよりは、任意の勉強会というようなものになるんだろうと。弁護士でも任意で集まって勉強することはありますので、実際には任意のものになるのかなと思います。

委員長

まったく同じイメージですね。これは要綱にするようなことでもありませんですしね。作業のやり方の一つの方法だと思います。

委員

作業のやり方で、全体のスケジュールが、2週間に1回くらいで10回程度ということでしたが、その間に、県の担当された職員の方に聞き取りをするようなことをことをどういう形でやったらよいのか。10回の中にこれを入れてしまうと、委員全員でやるのも効率が悪く、県の職員の方との時間の設定も難しいわけですから、それを委員が単独でやって、それをどうオーソライズすればよいか、よいお考えがあれば。私としては、うまい方法があればそういう形でやったものを報告して、それをオーソライズできれば、全体としてのスピードアップにもなるのかなと思うものですから、そのあたりはどうお考えかと。

委員

仮に質問対象が多数にわたった場合に、委員会で全部やるのは難しいと思うんです。それで分担ということになるんですけど、委員会でどういう調査方法でやるかということを決めれば、権限はあると思うので、委員会でこの委員に分担させると決めた上でやれば、それは委員会の意思でよいのではないかと。

委員

事前に、こういう方を対象に、こういうことを聴きたいということをお諮りして、合意をいただいて、ということによろしいですね。

委員長

そういうイメージでよろしいかと思います。おそらくそういうことは必要だと思いますので、事前に県の担当者に事情聴取というか、お話を聞かせていただくときに、それを出来るようなお部屋は確保できるようにお願いしますということで、それは大丈夫ですというお返事をあらかじめいただいていますので。それからその方達への連絡等も事務局の方で調整していただいて、そういう機会を作るという方向でよろしいですよ。

事務局

はい。そういう作業を土曜、日曜にやるということもありますか。

委員長

土曜、日曜はないと考えていいと思う。場合によっては、そういうこともありうるのかなと思ったのですが、それはないということで。ただ、例外的にどうしてもその日しか取れないから使わしてくれということもあるかもしれませんが、基本的には、職員の方の都合もありますので、仕事として出てきている日、ということによろしいですよ。

月2回ということであると、ある程度決まった曜日に入れるということをやった方がいいんでしょうか。今、全員手帳はお持ちになっていますか。基本的にこの週はだめだということはありませんでしょうか。

委員

三月まではスケジュールが入っていて、皆さんに御迷惑をおかけする点もあるかもしれませんが、この委員会は、全員参加でないといけないのですか。

事務局

定足数はありません。

委員長

ある程度柔軟だということ。

事務局

委員長が主宰するという項目はございますが。

委員

もちろん全員揃った方がいいのは当たり前なんですが、それを言っていると開催が出来ないという事態も生じかねないと思っていました。

委員長

それはやむを得ない場合はよろしいんじゃないでしょうか。

委員

出られない場合、とても大事な合意が必要なものについては、その次に改めて確認ということによろしいのでは。

事務局

その場合は早めに議事録も作りますので、こういう内容でしたというのは委員の方には早めにお伝えしたいと思います。

委員長

ある程度柔軟だということ。

事務局

よろしければ事務局の方で6月までの日程表を作って、それに○を入れてもらって集約するということがありますけれど。

委員

16日の週か23日の週のいずれかでやった方がよいかと思うが。

委員長

では、26日ということによろしいでしょうか。

委員会の会場は基本的にこの場所と理解していいですか。

事務局

基本的には、ここよりテーブルの大きい第1特別会議室を確保する予定ですが、場合によっては変わる可能性もございます。

事務局

本日は、1回目ということもありまして、マスコミの対応もということもあって広めの会場となっておりますが、今度からはもう少し話もしやすいように、楕円形の大きめのテーブルのある会議室にということを考えています。

委員長

場所的にはどこになるんですか。

事務局

6階です。

委員長

では次回からは大体6階になりそうだということでもいいですか。

事務局

会議室の予約の状況にもよりますが。

委員長

そこはまた連絡していただけるということで。では第2回は2月26日(木) 15:00-17:00ということ。その次くらいまで決めましょうか。委員は3月まではお忙しいですか。

委員

今のお話だと次の週ということにはならないようですので、9日の週。木、金以外は空いています。

委員長

では11日ではいかがですか。これも15時から17時で。3月中の日程は決めておくということで、23日の週いかがですか。

委員

木、金以外であれば何とかかなと思います。

委員長

では、同じように水曜日で。25日水曜日。

4月以降は事務局の方で、早めをお願いします。弁護士は法廷の関係があるので、二月くらい前にはやっておいてもらった方がいいですよ。基本的には2週くらい空く感じで。

あとその他に、何か決めておかなければならないことがあります。

委員

いろいろなものを初めて拝見する立場なのですが、次までにすべて読むのはおそらく不可能だと思いますので、何から目を通せばよいでしょうか。

事務局

訴状がいいのではないのでしょうか。訴状を読むと背景が掴めるかと思います。

委員

訴状の方が経緯は分かると思う。資料1の(4)。

委員

(4)の中の訴状と第4準備書面がいいかと。

委員長

他によろしいのでしょうか。今日の議案は全部済んだようですが、事務局から何か連絡ありますか。

事務局

連絡ではありませんが、先ほど会議の公開などについて、7点ほど確認しました。そのあと、検証方法について、2点ばかり、検証作業は論点を絞った形で行いましょうと、次回可能であれば各委員が論点を持ち寄ること、また、県職員から一連の手続の流れに

ついて具体的に説明を行うこと。それから今後のスケジュールについては、3点ほど確認したと思います。1つ目は、作業スケジュールについては、6月までに委員会としての結論を出し、7月に報告することを基本としますが、可能であれば早めることとする。2つ目に、開催頻度は月2回程度開催すると、次回は2月26日木曜日の午後3時、三回目は3月11日水曜日の午後3時、四回目は3月25日水曜日の午後3時とすると。3点目に、県の担当者の説明については、委員会に諮って各委員に割り振ることが出来るものとする。ということよろしいでしょうか。以上です。

事務局

本日、第一回目の委員会を終えまして、要綱を改正する必要があるのではないかといい声もありましたが、要綱については正式に公表ということで、マスコミ等にも投げかけておりませんが、求められていることもありますので、本日の委員会終了後から解禁という形で取扱いしたいと思います。

あと、第二回目以降の委員会の日程について決めていただきましたが、2回目はいつかということ聞かれると思うんですが、こちらの取扱いはどうでしょうか。

委員長

いいんじゃないでしょうか。

事務局

あとで記者が来たときに、委員長に対応していただくということで。もう一点ですが、委員長との確認になるんですが、本日終了後に10分後くらいに、マスコミをこちらに呼んでですね、委員長の方からこういう話をしましたという報告として、質疑応答という形でやる予定です。どなたか一緒に立ち会う必要ありますか。

委員長

いいんじゃないでしょうか。

事務局

事務局からは以上です。委員長にお返しします。

委員長

大事なことを聞き忘れていました。議事録はどれくらいあがってきますか。

事務局

一週間くらいでは。

委員長

一週間くらいで、各委員にということ。配布の方法はどうお考えですか。メールで

送るという形ですか。

事務局

よろしければメールでお送りしたいと思います。

委員長

よろしいでしょうか。少し15分くらい早いんですが、これでよろしいでしょうか。マスコミ対応は、基本的に今日の分は口頭でお話するのは問題ないかと思うので、適宜、任せていただいて。取捨選択してやらせていただくということで、御了解お願いします。

それでは今日の会議はこれで終了します。

(了)